

くるみん認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん認定)企業として、**松尾建設株式会社(佐賀市)**を認定しました。

☆令和6年8月1日に認定通知書交付式を行いました。

500人超の建設業では九州・沖縄初の認定！！



くるみん認定通知書交付式の様子
左から 松尾建設(株) 山崎常務取締役、西村氏
佐賀労働局 城局長

◇認定企業の紹介◇

- ・企業名 松尾建設株式会社
- ・所在地 佐賀県佐賀市
- ・業種 建設業
- ・労働者数 836名(男性708名、女性128名)
* 令和6年5月28日現在

・主な取組内容

- 企業独自の育児休暇を設け、制度の内容を周知するパンフレットを対象となる労働者および上司に配付することで、職場の理解を促した。これらの取組みにより、男性労働者の76%がいずれかの育児休業等の制度を利用した。
- 建設業における働き方改革の取り組みとして「働き方改革ロードマップ」を作成し、時間外労働の改善目標及び有給休暇取得目標を設定し周知するとともに、時間外労働削減に伴う労働者への影響を緩和する企業独自の制度も導入している。
- インターンシップにも積極的に取り組み、建設業界を担う次の世代に対する取り込みにも尽力している



次世代法に基づく認定(くるみん認定)とは？



仕事と育児の両立のための行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、行動計画に設定した目標を達成するとともに、仕事と育児の両立のための取組の実施状況等が優良であり、育児休業取得率等の認定基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表した事業主は、行動計画期間終了後、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告、労働者募集広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。また、認定を受けた企業は、公共調達等において加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



【お問い合わせ先】 佐賀労働局雇用環境・均等室 0952(32)7218